

「基山町環境基本条例」 を制定しました

問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

令和元年12月、基山町は「基山町環境基本条例」を制定しました。基山町における環境保全と創造についての基本的な理念や施策等を定めた内容となっています。これまで以上に、生活環境等の保全及び創造に取り組んでいきたいと考えております。

基山町環境基本条例の概要

条例は、第1章から第5章まで、全部で14条の条文で構成されています。前文と構成概要は以下のとおりです。

基山町環境基本条例

前文

私たちのまち基山町は、佐賀県の東端に位置し、北部には国の特別史跡基肆城跡がある基山（きざん）、西部には脊振山系を望み、東部や南部には筑紫平野に向かってひらけた丘陵地帯が続き、秋光川、実松川、高原川、山下川、関屋川が流れている。この四季折々の季節を感じることができる環境は、町民の財産であり、心のふるさととなっている。

私たちは、先人から受け継いだ豊かな自然や歴史や史跡、文化を守り育み、継承する役割を担っている。

私たちの生活は、近年の社会経済活動により飛躍的に便利になったが、一方ではこの活動が、環境に様々な影響を及ぼし、地球温暖化など地球的な規模の環境問題を引き起こしている。これからは、一人ひとりが環境へ影響を与えている活動を見直し、環境の保全と創造に取り組むことにより環境への負荷が少ないまちづくりを推進しなければならない。

このような認識の下に、次世代を担う子どもたちが豊かで良好な環境の中で暮らし続けられるまちをつくるため、この条例を制定する。

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

各主体の責務及び役割

第4～7条 町、町民、滞在者、事業者それぞれの役割

第2章 基本方針

第8条
施策の基本方針

第9条
必要な措置

第10条
国、県及び他の地方公共団体との連携

第3章 環境基本計画

第11条 環境基本計画の策定

第12条 環境状況の報告

第4章 環境審議会

第13条 基山町環境審議会条例を別に制定